

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：生活衛生指導費

事業名 生活衛生営業経営指導員設置事業費等補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 衛生指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2566/67)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 21,702 千円 (前年度予算額：22,102 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	22,102	11,051	0	0	0	0	0	0	11,051
要求額	21,702	10,850	0	0	0	0	0	0	10,852
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)に基づき、生活衛生関係営業について、経営の健全化、振興等を通じて、その衛生水準の向上を目的とした各種事業を推進するために県が指定した(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター(以下「指導センター」という。)の運営を支援する。

(2) 事業内容

【補助対象経費】

指導センターの経営指導員の給与及び福利厚生費に係る事業主負担分

(3) 県負担・補助率の考え方

本補助制度は、生衛法上、国・県による予算上の支援策をセンターに講ずることで、生活衛生営業の振興と公衆衛生の維持向上を図る政策体系になっており、県負担は妥当。

- (4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	21,702	指導センターの経営指導員の人件費に対する補助

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

指導センターは、生活衛生関係営業の衛生水準の向上を目的とした各種事業を推進するため、生衛法に基づき県内で唯一指定された団体であり、今後も県内の生活衛生営業の衛生水準の維持向上と利用者の利益擁護を図るため、継続的に支援していくことが必要である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県内の生活衛生営業の衛生水準の向上を目的とした各種事業を推進する（公財）岐阜県生活衛生営業指導センターに対して、その運営にかかる補助金を交付することにより、県内の生活衛生関係営業の経営の健全化を図るとともに、公衆衛生の維持向上を確保する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
指導センターにおける相談・指導件数	—	—	—	583 件 (R1)	610 件 (R3)	95.6%
法定基準不適合による行政処分件数	—	—	—	0 (R1)	0 (R3)	100%

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

指導センター実施事業（令和元年度実績（主なもの））

- 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持改善、経営の健全化等に関する相談、指導
(巡回指導件数 延べ 229 件、融資指導件数 44 件)
- 消費者の苦情処理、又は苦情処理に関する組合、業者の指導
(窓口相談件数 延べ 291 件)
- 生活衛生関係営業に関する情報収集、提供（機関紙発行 年 2 回）
- 後継者の育成支援（クリーニング業、すし業、理容業に関するインテンシブ学習）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

指導センターは、業者に対する相談指導業務や消費者の苦情処理業務などを通じ、法令に基づく行政施策のほか、業者を側面的に支援し、公衆衛生の維持向上に貢献している。（R1 相談等実績件数 583 件）

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	センターにおいて生活衛生関係営業の衛生水準の向上に向けた各種事業を実施しており、県民の快適な衛生環境を維持するためにもセンターの安定的な運営の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	近年、県内において衛生水準違反による行政処分がなされた生活衛生営業施設が発生してないことは、センターの衛生水準の向上に向けた事業が寄与しているものと考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	センターにおいてより効率的な実施を検討しながら、計画的に相談指導業務や講習会等を実施している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 生活衛生営業者は、零細企業が多いため、安定的な経営が困難なケースがあり、それに伴い衛生水準の低下が憂慮される。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 本補助制度は、法律に基づき、センターへの支援を講ずることで、生活衛生営業の振興と公衆衛生の維持向上を図る政策体系になっている。今後も県内の生活衛生営業の衛生水準の維持向上と利用者の利益擁護を図るため、引き続き事業の継続が必要と考える。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	